

投稿記事「障害児の親縛る医療ケア体制」を目にして

今朝の新聞の「声」欄に、関東圏に住む経管栄養を必要とする障害児の親の投稿記事「障害児の親縛る医療ケア体制」があった。

お子さんが通う市立の保育所では市の理解と支援のお陰で看護師が配置されており、看護師は経管チューブの抜き差しもしてくれ、今は両親とも共稼ぎができています。

だが、来春進学予定の特別支援校では、県のガイドラインでは配置されている看護師は経管栄養に関してはチューブ装着を確認し容器に栄養分を入れる行為だけに限られており、チューブの抜き差しは親に任せられチューブが外れると親が呼び出されるために親は終日待機状態にならざるを得ず、共稼ぎ継続は絶望的とか。そうならないために、県にガイドライン運用改善を望む投稿記事であった。

市立の保育所に配置された看護師が出来て、県立の特別支援校に配置された看護師は出来ないということは、どういうことか？ 市立と県立の医療的ケアの異りの理由（わけ）は何なのか？ 何故の特別支援校か？ 何のための看護師配置か？と、問いたくなる。

医療的ケアを必要とする子どもの教育権保障のために、看護師配置・派遣は当然のこととなりつつあるが、現場では投稿記事のような実態であれば、何をか云わんである。

子どもの担当医の指導や指示書、更に親の同意書を貰っておけば、看護師は出来るはず。

関係者が知恵を出し合い連携することこそが、こうした医療的ケアを必要とする子どもの教育権保障ではないだろうか。

多くの県の特別支援学校ではそうしていると思うだけに、まだこんな四角四面のガイドライン運用の県があるとは……。

各県のこの側面の実態を知りたいものである。

医療的ケアを必要とするお子さんの親御さんたちは、まずは我が子が学校に通学できるように看護師の配置を長年要望し続けているが、単に看護師配置だけでなく、その支援の実際まできめ細かく確認・要望していくことの必要性を、今回の記事を目にしてつくづく思った。

常にいい続けているが、障害児の支援は取りも直さず親（主に母親）支援、家族支援であることを、関係者は肝に銘じて欲しいものである。